

制定 平成 18 年 12 月 4 日
改定 平成 20 年 10 月 31 日(い)
改定 平成 26 年 10 月 23 日(ろ)
改定 平成 29 年 7 月 21 日(は)

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム 会費等規程

建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム規約(以下「規約」という) 第 8 条の規定に基づき、会員から徴収する会費等及び入会金について規定する。

(会費等及び入会金の額)

第 1 条 会費等の額は、次のとおりとする。

(1)企業会員の年会費等は次の表に掲げる従業員数の区分に応じ、それぞれ同表に定める 1 口あたりの額を 1 口以上とする。(は)

従業員数	1 口あたりの額
51 人以上	32 万円
11～50 人	11 万円
10 人以下	6 万円

(2)団体会員の年会費等は 20 万円を 1 口とし、1 口以上とする。

(3)学術・教育機関会員の年会費等は 3 万円を 1 口とし、1 口以上とする。

(4)個人会員の年会費等は 2 万円を 1 口とし、1 口以上とする。

(5)特別会員の年会費等は無料とする。

2 入会金の額は無料とする。

3 第 1 項の会費に相当する無償の役務提供を申し出る者に対して、その提供される内容が妥当であると運営委員会で認められた場合に限り、当該役務提供によって会費を納入したものとみなす。
(い)

(会費等及び入会金の納入等)

第 3 条 会費等は規約第 42 条に規定する事業年度に応じて年会費等を一括前納するものとする。
ただし、会員等が期の半ばに入会した場合の年会費等については、これを月割り換算し、入会月を含む残存月数分とする。

2 前項の月割り換算の方法は、十円単位以下を切り捨てるものとする。

3 会費等及び入会金は、事務局からの請求書等通知が届いてから、一ヶ月以内に納入するものとする。

(規則の変更)

第 4 条 当規程の改変は理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、本会設立総会のあった日から施行する。
2. 建築・空間デジタルアーカイブス コンソーシアム設立準備会の設立準備費等を支出済みの会員は、入会金及び設立当初年度分の年会費等を納入したものとみなす。

附則（い）

1. この改正は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。

附則（ろ）

1. この改正は、平成 26 年 10 月 23 日から施行する。

附則（は）

1. この改正は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。